

小樽市基幹相談支援センター業務委託

公募型プロポーザル 応募要領

令和6年12月

小樽市福祉保険部

福祉総合相談室障害福祉グループ

目 次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務委託の概要	1
4	日程及び期限	2
5	参加資格	2
6	企画提案書等の提出	3
7	仕様書・様式等の交付方法	4
8	仕様書等に関する質問の受付及び回答	4
9	選定方法等	4
10	契約手続等	5
11	その他留意事項	5
12	提出先・問合せ先	6
13	評価基準表	7
14	各種様式	8

この要領は、小樽市基幹相談支援センター業務について、事業者の能力等を総合的に比較し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

1 業務名

小樽市基幹相談支援センター業務

2 業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に定める基幹相談支援センターを運営し、障害のある人やその保護者、または障害のある人の支援を行なう者などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行なうことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを本業務の目的とする。

3 業務委託の概要

（1）業務内容

（1）総合的・専門的な相談支援の実施

ア 障害の種別や各種のニーズに対応した相談支援

イ 困難事例の相談支援

（2）地域の相談支援体制の強化の取組

ア 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言

イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組

（3）地域移行・地域定着の促進の取組

ア 障害者支援施設や精神科病棟等への地域移行に向けた普及啓発

イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（ア）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

（イ）地域生活支援拠点等

（4）権利擁護・虐待の防止

ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進

イ 障害者差別の防止・対応

（ア）障害者差別相談センター

（イ）差別への対応

（ウ）啓発活動の実施

ウ 障害者虐待の防止・対応

- (ア) 障害者虐待防止センター
 - a 障害者虐待通報及び届出受理
 - b 障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- (イ) 障害者虐待への対応
- (ウ) 障害者虐待防止に係るネットワーク会議の運営
- (5) 小樽市障がい児・者支援協議会の運営
- (6) 小樽市指定事業
 - (1) から(5)までのほか、本市が指定した以下の事業を実施する。
 - ア 障害支援区分認定調査業務（別途、本市と委託契約締結）
 - イ 障害支援区分認定審査会業務
 - ウ 申請代行業務
 - エ その他

※詳細は別紙、小樽市基幹相談支援センター業務仕様書のとおり

- (2) 履行期間
 - 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (3) 事業費
 - 総額 74,052千円（消費税及び地方消費税含む。）
 - 内訳：令和7年度 24,684千円（消費税及び地方消費税含む。）
 - 令和8年度 24,684千円（消費税及び地方消費税含む。）
 - 令和9年度 24,684千円（消費税及び地方消費税含む。）
- (4) 支払方法
 - 受託業者は、各年度において4月、7月、10月、1月の4回に分け委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。
- (5) 契約保証金
 - 上記（3）の10／100以上の額
 - ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和6年12月4日（水）
仕様書等の交付	令和6年12月4日（水）～令和6年12月27日（金）
質問の受付	令和6年12月18日（水）午後5時20分まで
質問の回答	随時（最終回答 令和6年12月25日（水）までに回答）
企画提案書等の提出期限	令和7年1月6日（月）午後5時20分まで

ヒアリングの実施	令和7年1月10日（金）
審査結果の通知	令和7年1月17日（金）まで
委託契約の締結	令和7年1月下旬頃

5 参加資格

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19及び第51条の20の規定により、一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者の指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 小樽市内に（1）に規定する一般又は特定相談支援事業所を有している法人であること。
- (4) 小樽市税に滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書（様式1）
 - ② 業務実施体制（様式2）
 - ③ 業務実績調書（様式3）
 - ④ 企画提案書（様式4）
 - ⑤ 見積書（任意様式）
 - ⑥ 会社概要（任意様式）
 - ⑦ 誓約書（様式5）
 - ⑧ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）

- ⑨ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑩ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- (2) 企画提案書等の記載事項
- ① 業務実施体制（様式2）は、業務を実施するための適切な体制を提示すること。
- ② 業務実績調書（様式3）は、過去の類似業務の実績について記載すること。
- ③ 企画提案書（様式4）は、別紙の「小樽市基幹相談支援センター業務仕様書」に基づき、その内容や手法等について具体的に記載してください。
- (3) 提出部数
- ・ 正本は、上記（1）の①～⑩の構成で一式とし、1部提出すること。
 - ・ 副本は、上記（1）の②～⑥の構成で一式とし、5部提出すること。
- ※④企画提案書表紙及び⑤見積書は、正本1部のみ押印し、副本5部は複写とする。
- (4) 提出期限
- 令和7年1月6日（月）午後5時20分（必着）
- (5) 提出方法
- 平日午前9時～午後5時20分の間持参すること（電子メール、郵送等は不可）。
- (6) 注意事項
- 提案書の提出期限後の追加資料の提出及び差替え、再提出は認めません。

7 仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

<ホームページアドレス> : <http://www.city.otaru.lg.jp/>

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問書（様式6）を、ファクシミリ又は電子メールで小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループへ送信してください。また、送信後に、電話で着信を確認してください。（送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照してください。）

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和6年12月25日（水）までに行うものとします。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容について小樽市ホームページに掲載することとします。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(3) ヒアリングの実施

説明時間は1事業者につき35分以内（内容説明20分以内、質疑応答15分程度）を予定しています。なお、詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「5 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

(6) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に文書により通知します。

なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じません。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

11 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者

の負担とします。

- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがあります。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とします。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となります。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としません。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。
- (9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により本市へ報告してください。

1 2 提出先・問合せ先

小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（本館1階）担当：岡本・岩瀬

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線302、444

FAX：(0134)22-6915

電子メール：syogai-fukusi@city.otaru.lg.jp

評価基準表

評価項目		配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同等又は類似した業務実績があるか。 	10
実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な経験・能力・資格（社会福祉士等の資格を有し、かつ相談支援専門員資格）を有する担当者の配置ができるか。 ・実施体制は、効率的かつ効果的な内容となっているか。 	30
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談支援事業所では対応できない専門的な相談業務についての具体的な取組 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所に対する指導や助言についての具体的な取組 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や病院などから地域での生活を促進するための具体的な取組 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用や虐待防止・差別解消のための具体的な取組 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市障がい児・者支援協議会事務局としての具体的な取組 	10
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・価格評価点の算出方法 $(\text{最低見積価格}) / (\text{当該見積価格}) \times 10 \text{点}$ ※小数点以下切捨て 	10
評価の合計 100点		

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提 案 者 住所

会社・法人等名称

代表者名

印

小樽市基幹相談支援センター業務委託公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の委託に係る企画提案に必要な書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名 小樽市基幹相談支援センター業務

【 連絡先 】

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

業務実施体制

1 総括責任者

総括責任者	職名	
	氏名	
	資格等	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

2 担当者

担当者	職名	
	氏名	
	資格等	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

※ 期間中を通して本業務に従事できる総括責任者、担当者を記入すること。

※ 担当者の調書は、担当者的人数に応じて複写し、別葉にて記入すること。

3. 業務体制全体図 別紙のとおり (※任意様式で添付してください。)

業務実績調書

- ※ 過去5か年（令和元年度～令和5年度）に取り組んだ事業のうち、今回の業務内容と類似しているものがあれば、当業務に生かせるノウハウ等がわかる形で記載してください。
- ※ 資料添付可

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提 案 者 住所

会社・法人等名称

代表者名

印

小樽市基幹相談支援センター業務委託公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

 企画提案書別紙【任意様式】

総括責任者

会社・法人等名称	
職名・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

誓 約 書

小樽市長 迫 俊哉 様

私は、小樽市が実施する小樽市基幹相談支援センター業務の公募型プロポーザルの申込みに当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、プロポーザルへの参加資格又は最適な提案者としての資格を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

住 所

会社・法人等名称

代表者名

印

質 問 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所

会社・法人等名称

代表者名

小樽市基幹相談支援センター業務に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

質問事項	頁	質 問 内 容

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※A4用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

【担当者連絡先】

所属

役職氏名

電話番号

電子メール